

東京 2020 みんなのスポーツフェスティバル マーク等取扱基準
2019年度 春・秋共通
Ver. 1.0

2019年 7月

公益財団法人
東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

I. はじめに

- ・本取扱基準は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」といいます。）が管理するオリンピック・パラリンピックに関する知的財産のうち、「東京 2020 みんなのスポーツフェスティバル」の名称及び「東京 2020 みんなのスポーツフェスティバル マーク」（以下、総称して「マーク等」といいます。）の取扱い方法を説明するものです。
- ・マーク等は、学校で実施される運動会、体育祭といった総合的な体育大会（以下「運動会等」といいます。）で行われるオリンピック・パラリンピックに関連したプログラム（以下、「プログラム」といいます。）以外に使用することはできません。
- ・プログラムにおいてマーク等の使用を希望される学校は、本取扱基準を遵守いただくほか、組織委員会が別途定める「東京 2020 みんなのスポーツフェスティバル 募集要項」（以下、「募集要項」といいます。）に基づきプログラムを実施いただきますようお願い申し上げます。

II. 使用可能なマーク等について

1. 「東京 2020 みんなのスポーツフェスティバル」の名称
2. 「東京 2020 みんなのスポーツフェスティバル マーク」



- ・マーク等は白地にフルカラーで展開することを基本とします。
- ・ただし、媒体や印刷上での制約からフルカラーでの表現が難しい場合、単色表現も可能です。
- ・実施展開の際は、必ずオリジナルデータを使用してください。

Ⅲ. 使用可能な場所、期間等

・学校が教育現場のみでマーク等を使用することができます。なお「教育現場」とは、以下の(1)～(3)に列挙する媒体のことをいいます。

- (1) 教材（プリント等。ただし、ウェブサイト等で公開される教材には使用できません。）
- (2) 運動会等に関連し、学校内に掲示されるポスター、のぼり、横断幕、その他プログラムの実施に必要となる用具等。なお、事情により学校の敷地外で運動会等が行われる場合は、学校現場と同じ扱いとします。ただし、その際、掲示物が、会場となる施設や施設を管理・運営する企業の PR に繋がらないよう、ご配慮ください。
- (3) 特定の対象者に向けた文書（地域や保護者に配布する学校便り、チラシ等。ただしウェブサイト等で公開される文書には使用できません。）

・日本国外に所在する日本人学校におけるマーク等の使用においては、現地の法令等によって使用に制限が生じる場合がある点をご了承ください。

・判断に困った場合は、組織委員会のお問合せ先（下記「Ⅶ. お問合せ先」をご参照ください。）までご相談ください。

・使用可能な期間は、2019年3月7日から2020年9月末日までです。

・マーク等を使用して運動会等のプログラムに用いる用具、看板、ポスター等を作成される場合には、上記期間経過後はこれらをご使用にならないようお願い申し上げます。

IV. 使用にあたっての遵守事項等

・原則として、マーク等を使用する際に組織委員会に対して申請・相談等を行っていただく必要はありません。ただし、以下の事項を遵守ください。

- (1) マーク等を使用するプログラムの内容に関しては、必ず募集要項をご確認いただき、募集要項に従ってプログラムを実施してください。
- (2) マーク等を使用する際は、本取扱基準のほか、組織委員会が別途定める「東京 2020 オリンピックマスコットガイドライン」及び「東京 2020 パラリンピックマスコットガイドライン」もご確認ください。

・組織委員会は、マーク等の使用に関し、本取扱基準や募集要項を含む各種ガイドライン、組織委員会が別途指定する条件その他の指示への違反があった場合には、マーク等の使用中止等を求めることができます。

V. 使用にあたっての禁止事項等

・マーク等を使用する際には、以下の基本原則を遵守いただく必要があります。

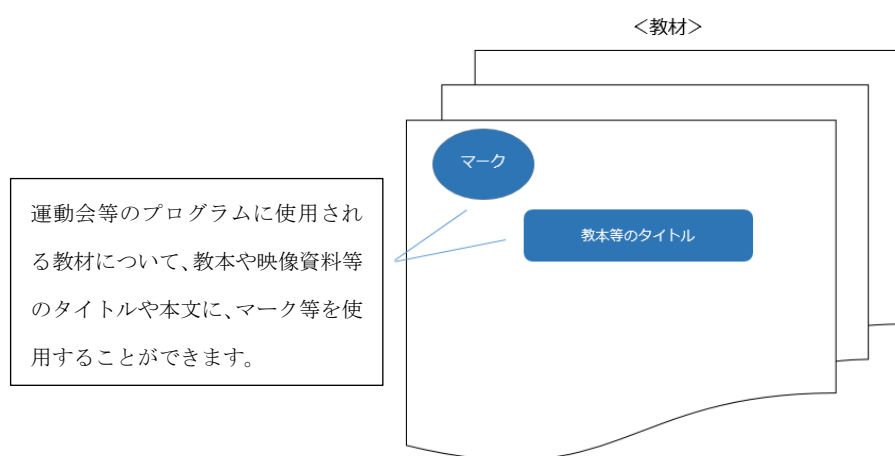
- (1) 各学校が実施する運動会等におけるプログラムの告知・実施（事前学習を含む）・報告活動にのみ使用するものとし、生徒募集や学校紹介等、各学校が実施する運動会等と関係のない活動にマーク等を使用しないこと。
- (2) 学校組織のマーク又は名称として誤解されるような方法で使用しないこと（例えば、学校の紹介等を掲載する一般的なウェブサイト又はパンフレット等での利用や、学校のロゴとの一体的な使用など。名刺での使用も不可）。
- (3) 各学校が実施する運動会等及びプログラムがオリンピック競技大会やパラリンピック競技大会の一部として実施されるような表現をしないこと。また、組織委員会が実施しているものと誤認されるような方法で使用しないこと。
- (4) 上記「Ⅱ. 使用可能なマーク等について」に記載された内容を遵守し、使用にあたりマーク等を修正又は改変しないこと。
- (5) 自己又は第三者の商品・サービス等の宣伝や、各学校が実施する運動会等に関連して寄付金を募るなどの資金調達を目的として、マーク等を使用しないこと。
- (6) 企業・団体の広報・PRに繋がる方法でマーク等を使用しないこと。
- (7) その他の営利目的でマーク等を使用しないこと。
- (8) 特定の思想・宗教の布教・勧誘、又は政治的な宣伝・主張を目的としてマーク等を使用しないこと。

VI. マーク等の具体的な使用例

- ・マーク等をご使用いただくにあたっては、以下(1)～(4)の具体的使用例をご参照ください。

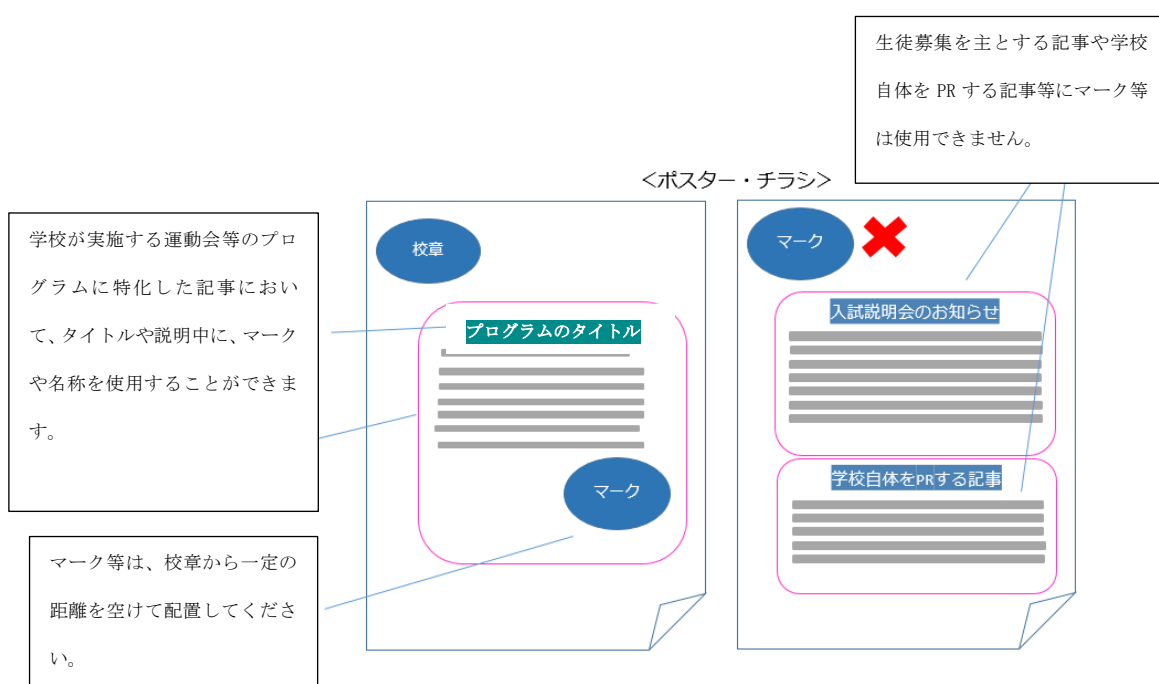
(1) 教材

- ・各学校が実施する運動会等のプログラムに関連した教材について、教本や映像資料等のタイトルや本文に、マーク等を使用することができます。



(2) ポスター・学校便り・チラシ

- ・各学校が実施する運動会等のプログラムに関する告知・実施・報告活動を目的としたポスター、又は特定の対象者に向けた文書（地域や保護者に配布する学校便り・チラシ等）において、マーク等を使用することができます。ただし、ウェブサイト等で公開される文書には使用できません。
- ・同一紙面中に、生徒募集、寄付金募集、企業・団体の広報・PRに関する記述がある場合、マーク等を使用することはできません。



(3) のぼり・横断幕等

- ・各学校が実施する運動会等のプログラムに使用されるのぼり、横断幕において、マーク等を使用することができます。

(4) 運動会等のプログラム（冊子）

- ・各学校が実施する運動会等に使用されるプログラム（冊子）において、マーク等を使用することができます。

VII. お問い合わせ先

- ・ご不明な点は、下記までメールにてお問い合わせください。

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
「東京 2020 みんなのスポーツフェスティバル」応募事務局
E-mail: sportsfestival@tokyo2020.jp